

庄内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務
公募型プロポーザル評価要領

1 趣旨

本要領は、庄内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務委託公募型プロポーザルにおける最優秀者及び次点者の選定にあたり、庄内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、評価基準及びその他必要な事項について定めるものとする。

2 選定委員会

最優秀者及び次点者の選定は、庄内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

3 選定方法

本業務の最優秀者の選定のため、実施要領に基づき、第一次審査及び第二次審査を行い、選定委員会の審議により最優秀者1者及び次点者1者を選定する。

(1) 第一次審査

参加表明書提出者の中から、提出書類に基づき審査を行い、第二次審査参加者（提案書等提出者）を選定する。

(2) 第二次審査

提案書等の提出者の中から、提案内容及びヒアリングに基づき審議を行い、最優秀及び次点の提案書等を特定する。

4 第一次審査

(1) 審査

参加表明書提出者から提出された書類に基づき、実施要領「5 参加資格」に定める要件の確認を行うとともに、各参加表明書提出者の評価点を決定し、評価点の上位5者を第二次審査参加者として選定し、選定委員会に報告するものとする。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等	10点
履行保証力	履行保証の面で心配はないか	自己資本比率等	5点
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等	10点

地域精進度	業務対象エリアの特殊 情報に熟知しているか	近隣エリアにおける過去の業務実 績等	10点
-------	--------------------------	-----------------------	-----

※同種業務とは、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編）策定又は改定支援業務とし、基礎的調査等の一部業務のみは含まない。

(3) 結果の公表

審査の結果は、参加申込書提出者全員に通知する。

5 第二次審査

(1) ヒアリング

第一次審査通過者により提出された提案書等について、別に定める評価基準に従い、書類及びヒアリングの内容により審査を実施する。

(2) 評価項目及び評価点

選定委員は、提案書等の内容、ヒアリング及び提示見積額から評価点を算定する。
評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を踏まえて的確な提案がされているか	5点	20点
	提案内容の実現性	実施方法が具体的で実現性があるか	5点	
	事業の理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識は十分か	5点	
	ヒアリング	事業内容を的確に説明しているか。また、質問に対して正確な受け答えができているか。	5点	
企画提案 評価	現状把握・分析	指標の現状値の把握や分析に関する手法が提案されているか	10点	55点
	目標設定	基本目標及び温室効果ガス削減目標等の目標設定において、具体的かつ効果的な提案がされているか	10点	
	施策提案・検討	計画の策定における施策の提案・整理・指標設定に係る支援が具体的かつ有効であるか	10点	
	進行管理	計画の推進における進行管理についての提案が有効であるか	5点	
	自由提案	業務を実施する上で有効な事業者独自の提案がなされているか	10点	
	作業工程	業務遂行のため、適切な作業工程となっているか	5点	
	業務支援体制	計画策定までの各種会議に係る支援体制が提案されているか	5点	

提案価格 評価	見積金額の妥当性	提案内容に係る経費が適正に算定され、見積 価格は妥当であるか。 ※評価点＝配点×（最低見積額／見積額） ※10点を超える点数及び小数点以下の点数 は切り捨てる。	25点	25点
			合計	100点

※採点方法

選定委員は、提案に対し上記評価項目について、下記のとおり採点する。なお、提案
価格評価以外の項目については、下記に記載以外の採点は認めない。

採点基準	5点満点の場合	10点満点の場合
特に優れている	5点	10点
優れている	4点	8点
普通	3点	6点
やや不十分	2点	4点
不十分	1点	2点
評価不能	0点	0点

6 最優秀者及び次点者の特定

- (1) 第二次審査において評価点の合計が最も高い提案書等提出者を最優秀者、次に点数の
高い者を次点者として特定する。
- (2) 評価点が高点の場合は、企画提案評価点が高い者を上位とする。
- (3) 上記(2)において同点の場合は、選定委員会の協議によって特定するものとする。
- (4) 審査の結果は、第二次審査参加者に対し電子メール又は郵送により通知するとともに、
町のホームページで公表する。